

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 規則

○埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課)

○埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則 (県立学校人事課)

### 告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (中央創造)

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部創造)

○地籍調査の成果の認証 (土地水政策課)

○農村総合整備補助事業・平方面々家地区の工事完了 (さいたま農林)

○羽生領島中領用排水路土地改良区の役員退任届 (加須農林)

○測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)

○電線共同溝を整備すべき道路の

指定 (道路環境課)

○秩父都市計画公園の変更の案の縦覧 (公園課)

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)

○埼玉県議会図書・資料検索システム機器の賃貸借に関する入札公告 (議会・図書室)

○県道保谷志木線の区域の変更 (朝霞県土)

○県道志木停車場線の区域の変更 (飯能県土)

○県道飯能寄居線の供用の開始 (飯能県土)

○県道馬引沢飯能線の区域の変更 (飯能県土)

○県道馬引沢飯能線の供用の開始 (飯能県土)

○開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土)

○がんセンターフラットパネル搭載デジタルマンモグラフィ装置

一	指定 (道路環境課)	五
一	秩父都市計画公園の変更の案の縦覧 (公園課)	六
六	開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)	六
六	埼玉県議会図書・資料検索システム機器の賃貸借に関する入札公告 (議会・図書室)	六
七	県道保谷志木線の区域の変更 (朝霞県土)	七
八	県道志木停車場線の区域の変更 (飯能県土)	八
八	県道飯能寄居線の供用の開始 (飯能県土)	八
九	県道馬引沢飯能線の区域の変更 (飯能県土)	九
九	県道馬引沢飯能線の供用の開始 (飯能県土)	九
一〇	開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土)	一〇
一〇	がんセンターフラットパネル搭載デジタルマンモグラフィ装置	一〇

一式の購入に関する一般競争入札公告 (経営管理課) 一〇

○埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課) 一一

## 規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十一日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第七十四号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則(昭和二十五年埼玉県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の四の二を削る。

第二条の五を次のように改める。

第二条の五 削除

第二条の六第二項中「する場合」の下に「及び個人の事業税又は不動産取得税を納期限内に納付する場合」を加える。

第二十八条中「八千二百円」の下に「、六千五百円」を、「二千七百円」の下に「、二千円」を加え、「八種」を「十種」に改める。

第二十八条の二第二項中「第九十六条第一項第二号」の下に「又は第四号」を加える。

第三十六条の表四の十号を削り、同表九の九号及び九の十号を次のように改める。

九の九	譲渡担保財産に係る滞納処分続行通知書(法第十四条の十八第六項及び第七項の通知書)	別記様式第九号の九
-----	--	-----------

九の十	徴収猶予申請書(第六条の三第一項の申請書)	別記様式第九号の十
-----	-----------------------	-----------

第三十六条の表六十三の二号を削り、同表六十四号を次のように改める。

〔六十四〕 狩猟税に係る納税証紙(第二十八条の納税証紙)

別記様式第六十四号

別記様式第四号の十を削る。

別記様式第九号の十を削り、別記様式第九号の九を別記様式第九号の十とし、別記様式第九号の八の次に次の様式を加える。

別記様式第九号の九

譲渡担保財産に係る滞納処分続行通知書

税第 年 月 日

様

埼玉県 県税事務所長 印

下記の納税者(特別徴収義務者)の財産として下記の譲渡担保財産に対する差押えは、地方税法第14条の18第5項の規定により、同条第3項の規定による差押えとして続行することとしましたので、通知します。

納税者又は特別徴収義務者	住(居)所						
	氏名						
滞納金	滞納年度(納税番号)	滞納事由(調定事由)期(月)別・事業年度等	滞納期限	滞納額	加算金額	延滞金額	滞納処分費
				( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	円	円	円
譲渡担保財産 (名称、数量、性質、所在地その他)							
上記納税者(特別徴収義務者)の滞納金額につき地方税法第14条の18第1項の規定により徴収しようとする金額						円	
譲渡担保権者	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
告知を差した日	年 月 日	差押年月日	年 月 日				

注意 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この書類作成の日までのものです。

別記様式第六十三号の二を削る。  
別記様式第六十四号を次のように改める。

別記様式第六十四号



青 色  
縦 25ミリメートル  
横 35ミリメートル



青 紫 色  
縦 25ミリメートル  
横 35ミリメートル



赤 色  
縦 25ミリメートル  
横 35ミリメートル



赤 紫 色  
縦 25ミリメートル  
横 35ミリメートル



茶 色  
縦 25ミリメートル  
横 35ミリメートル



黄 緑 色  
縦 25ミリメートル  
横 35ミリメートル



青 緑 色  
縦 25ミリメートル  
横 35ミリメートル



だ い だ い 色  
縦 25ミリメートル  
横 35ミリメートル



赤 茶 色  
縦 25ミリメートル  
横 35ミリメートル



紫 色  
縦 25ミリメートル  
横 35ミリメートル

別記様式第六十四号の二(二)から別記様式第六十四号の二(四)までを削り、別記様式第六十四号の二(一)を次のように改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の四の二を削る改正規定、第二条の五及び第二条の六の改正規定、第三十六条の表四の十を削る改正規定並びに別記様式第四号の十を削る改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育委員会規則第三十四号

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則(昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条から第十条の二までを一条ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第千三百九十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律

第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により

公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並

びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年九月二十一日

埼玉県知事 上田清司

申請のあった年月日

平成十九年九月十一日

特定非営利活動法人の名称

(変更前) 特定非営利活動法人障害

者能力開発支援センター

(変更後) 特定非営利活動法人労働

紛争解決支援センター

代表者の氏名

白根 慎恵

主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目

三番四号パークヒルズ高砂四〇五号

定款に記載された目的

(変更前) この法人は、高齢者及び

障害者に対し、自立能力の開発を行い、

自立及び社会参加の促進に寄与するこ

とを目的とする。

(変更後) この法人は、勤労するこ

とによりその生活を支えている大多数

の国民及び勤労の場を提供している事

業主に対し、労働条件その他の労働関

係に関する事項について、個々の労働

者と事業主との間の紛争(以下「労働

紛争」という)について、個別具体的

に解決できるよう、必要な助言、指導、

斡旋を行うことにより、人々が公正で

健全な経済活動を営むことを支援し、活力ある地域発展を実現し、もって社会全体の利益に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百九十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算

書を申請のあった日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創

造センターにおいて備え置く方法並びに

インターネットを利用する方法(埼玉県

NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供す

る。

平成十九年九月二十一日

埼玉県知事 上田清司

申請のあった年月日

平成十九年九月十二日

申請に係る特定非営利活動法人の名

称

特定非営利活動法人ふじみ野ポラン

ティア・ネット・ワーク

代表者の氏名

菅原 衛

四 主たる事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市南台一丁目八番十

五号ペアアホース南台二百七号

五 定款に記載された目的

この法人は、ふじみ野市の各ボラン  
ティア団体、NPO法人等と連携し、

市民が市民活動をとおして、行政とパ

ートナー・シップを築くことで、市の

財政負担の軽減に寄与し、かつ市民の

だれもが心豊かに暮らせる地域社会の  
創造と福祉増進を目的とする。

埼玉県告示第千三百九十七号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)

第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規  
定により次のとおり公告する。

平成十九年九月二十一日

埼玉県知事 上田清司

調査を行っ た者の名称	調査を 行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
秩父市	平成十七年度 平成十八年度	地籍図 地籍簿	十九枚 一冊 (大滝の一部)	平成十九年 九月十二日

埼玉県告示第千三百九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九  
十五号)第百十三条の二第一項の規定に  
より、平方領々家土地改良区理事長から  
次の土地改良事業の工事を完了した旨の  
届出があった。

平成十九年九月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 事業

農村総合整備統合補助事業

二 地区

平方領々家地区

三 工事完了年月日

平成十八年九月二十五日

埼玉県告示第千三百九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、

羽生領島中領用排水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所につい  
て、次のとおり届出があった。

平成十九年九月二十一日

埼玉県知事 上田清司

職名 氏名 住所

理事 堀江榮一 加須市大字多門寺五二三番地

埼玉県告示第千四百号

測量計画機関の長である川口市長岡村  
幸四郎から次のとおり公共測量を実施す  
る旨の通知を受けたので、測量法(昭和  
二十四年法律第八十八号)第三十九条  
において準用する同法第十四条第三項の  
規定により公示する。

平成十九年九月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種類

公共測量(街区基準点復旧測量)

二 作業期間

平成十九年八月二十四日から平成二

十年八月三十一日まで

三 作業地域

川口市宮町地区

埼玉県告示第千四百一号

測量計画機関の長である川口市長岡村  
幸四郎から次のとおり公共測量を実施す  
る旨の通知を受けたので、測量法(昭和  
二十四年法律第八十八号)第三十九条  
において準用する同法第十四条第三項の  
規定により公示する。

平成十九年九月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種類

公共測量(街区基準点復旧測量)

二 作業期間

平成十九年七月十日から平成十九年

九月三十日まで

三 作業地域

川口市朝日町一丁目地区

埼玉県告示第千四百二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一

項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

平成十九年九月二十一日

埼玉県知事 上田清司

道路の種類	路線名	区
県道	保谷志木線	志木市本町六丁目二四一―番一―地先から 同市本町一丁目二四八―番二―地先まで

埼玉県告示第千四百三号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年九月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

秩父都市計画公園

五・六・〇二号 羊山公園

二 都市計画を変更する土地の区域

秩父市野坂町二丁目、熊木町、大宮

字坂氷、大宮字熊木上、大宮字藤井、

大宮字野坂町上、大宮字桐畑及び大宮

字日野田上地内

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部公園課及び秩父市

地域整備部公園課

四 縦覧期間

平成十九年九月二十六日から平成十

九年十月九日まで

埼玉県告示第千四百四号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年九月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年九月十日

指令熊整第〇八一八〇〇三三二号

二 検査済証番号

平成十九年九月十八日第六十四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

大里郡寄居町大字赤浜字後古沢一―

八番地外一〇筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都板橋区大原町七番二二号

北陸軽金属工業株式会社

取締役社長 長谷川 実

埼玉県告示第千四百五号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年九月二十一日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県議会図書・資料検索システム機器の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成19年12月1日(土) から平成25年11月30日(土) まで。ただし、平成20

年度以降において、埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は

削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県議会事務局図書室

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分が「物品の賃貸」のうち、「OA機器・用品」に登録された者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。

(4) 過去2年間に国又は地方公共団体と本業務と同様の契約を締結し、誠実に履行している者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県議会事務局図書室 大塚誠一 電話 048-830-6264 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話連絡のこと)。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年10月19日(金) 午前10時まで(必着)

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年10月18日(木) 午後5時まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便とすること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県議会事務局図書室 平成19年10月19日(金) 午前11時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、

免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を次のいずれかの方法で平成19年10月4日(木)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

埼玉県ホームページを開き、同システムを選択して確認申請する。

イ 紙媒体の申請書を郵送又は持参する場合

3(1)の提出先まで郵送又は持参により提出する。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年九月二十一日から三十日間埼玉県朝霞県土整備部道路環

境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 吉田 耕三

一 道路の種類 県道

二 路線名 保谷志木線

一三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	志木市本町六丁目二四二番一地先から同市本町一丁目一五八三番地先まで		九・二〇 }十五・三〇 十五・三〇 }十六・〇〇	三〇〇・〇〇	道路改良工事による

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年九月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路課境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 志木停車場線
- 三 道路の区域

埼玉県朝霞県土整備事務所長 吉田 耕三

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	志木市本町六丁目二四〇二番十五地先から同市本町六丁目二四二番一地先まで		九・八〇 }一〇・五〇 九・八〇 }一二・〇〇	九四・〇〇 八六・〇〇	道路改良工事による

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年九月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路課

境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功



路線名	飯能寄居線	供用開始の区間	入間郡越生町大字上野字登戸一〇五五番一地先から同郡同町大字上野字登戸一〇五二番二地先まで	供用開始の期日	平成十九年九月二十一日	備考	平成十七年六月十日付け埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五十七号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長九二・七〇メートル
-----	-------	---------	--	---------	-------------	----	--

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年九月二十一日から三十日間埼玉県土整備部道路環  
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

一 道路の種類 県道

二 路線名 馬引沢飯能線

三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)長	備考
新	飯能市大字芦荻場字中原四六〇番三地先		一〇・一四 一一・一三	五〇・六二
旧			一〇・一四 一〇・五〇	

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年九月二十一日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

路線名	馬引沢飯能線	供用開始の区間	飯能市大字芦荻場字中原四六〇番三地先	供用開始の期日	平成十九年九月二十一日	備考	延長五〇・六二メートル
-----	--------	---------	--------------------	---------	-------------	----	-------------

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年九月二十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十九年七月二十六日

指令飯整第一九〇〇一二〇号

二 検査済証番号

平成十九年九月十四日

飯整第一九〇〇三〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字大谷木字又田二

三四番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町前久保南一丁目五番

地一〇

株式会社祥栄不動産

代表取締役 小久保 祐久

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年九月二十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎本 恵樹

一 許可番号

平成十九年八月二十八日

指令杉整第一九〇〇三八一号

二 検査済証番号

平成十九年九月十一日

杉整第八一〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町内田四丁目二二五七

一一、一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目五番一〇

号

株式会社アサヒホーム

代表取締役 佐々木 文雄

平成十九年九月二十一日

埼玉県病院事業管理者 伊能 睿

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

がんセンター フラットパネル搭載デジタルモニター装置 一式

(2) 購入案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成19年12月28日(金)

(4) 納入場所

埼玉県立がんセンター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の販売」のA・B等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条の規定に基づき高度管理医療機器等の販売の許可を受けている者であること。

(5) 他の国公立病院にフラットパネル搭載デジタルモニター装置等の納入実績を有すること。

(6) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明し

埼玉県病院事業告示第二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

た者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号  
 埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 中井茂 電話048-830-5980（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。

イ 入手手順

(ア) 埼玉県ホームページ (<http://www.prel.saitama.lg.jp/>)を開く

(イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

(ロ) 埼玉県電子入札総合案内（工事・物品）メニュー内の「3：システム入り口」を選択する。

(ハ) 入札情報公開システム」を選択する。

(ニ) 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「病院局」、課所名は「経営管理課」を選択する。

(ホ) 「物品等」を選択する。

(ヘ) 「発注情報の検索」を選択する。

(ニ) 検索ボタンをクリックする。

(フ) 本入札案件を選択する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 会議室

平成19年10月4日（木）午前11時00分

(4) 入札の場所及び日時（電子入札による）

埼玉県病院局経営管理課 平成19年11月2日（金）午前10時00分  
 開札の場所及び日時（電子入札による）  
 埼玉県病院局経営管理課 平成19年11月2日（金）午前11時00分

(5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号  
 埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当

平成19年11月1日（木）午後5時（必着）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無  
無

(8) 競争入札参加資格の付与

2の(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) 庁330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : All-Digital Mammography System from Screening to Intervention 1 set

(2) Time-limit for tender : 11 : 00 a.m.2, November, 2007. (bidding by registered mail must be received by 5 : 00 p.m.1, November, 2007)

(3) Contact Information : Hospital Management Division,  
Prefectural Hospitals Bureau, Saitama Prefectural Government,  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitamaken  
330-9301 Japan, Telephone : 048-830-5980

埼玉県教委告示第三十号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり  
招集する。

平成十九年九月二十一日

埼玉県教育委員会委員長

石川 正夫

一 日時

平成十九年九月二十七日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 当面する教育関係諸問題について

ロ その他

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉県蕨市ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)